

議案第 1 号

米子市指定無形民俗文化財の指定に係る米子市文化財
保護審議会への諮問について

米子市文化財保護条例（平成 17 年米子市条例第 77 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる文化財を米子市指定無形民俗文化財に指定するため、同条第 4 項で準用する第 17 条第 3 項の規定により米子市文化財保護審議会に諮問する。

令和 6 年 1 月 25 日

米子市教育委員会

無形民俗文化財（風俗慣習）

区分	種別	名称	所在地	実施団体
新規指定	無形民俗 文化財	尚徳地区 のセント ロ・マント ロ	米子市尚徳 地区	尚徳地区内の実施団体

米子市文化財指定候補の概要について

区分	種別	名称	所在地	実施団体
新規指定	無形民俗文化財 (風俗慣習)	尚徳地区のセントロ・マントロ	米子市尚徳地区	尚徳地区内の実施団体

【解説】 (しょうとくちくのせんとろ・まんとろ)

南部の法勝寺川に沿った集落では、セントロ・マントロと呼ぶ火祭りが行われて、夏の風物詩となっている。セントロ・マントロとは「千灯籠・万灯籠」を省略した呼び名である。特に尚徳地区では、7月に別所・上安曇・青木・実久・大袋集落で秋葉さん、榎原大谷集落では愛宕さんの鎮火祭の火祭りとして行われる。さらに兼久集落では船上さんの疫病封じの神力を願って行われている。

祭りの形態や規模は集落ごとに少しずつ異なっているが、細竹の先に竹筒をつけ、その中に麦藁（稲藁や布）を入れて灯油を振りかけたものを堤や水田周りに100本～200本くらい立て、祠前で僧侶・神職が祈祷を行った後に、火をもらい受けて一斉に点火する特徴がある。かつては子供が祭りの主体であったことも共通している。

セントロ・マントロがこの地区でいつから始まったのか記録はないが、祠前には江戸時代後期の年号を刻む石燈籠があり、祠に残る勸請札は江戸時代末期を最古として明治時代のものが多い。尚徳地区のセントロ・マントロは、夕闇の中に浮かび上がる火の帯が幻想的な夏の年中行事である。



榎原大谷地区のセントロ・マントロ (令和5年7月23日)